

平成 30 年 3 月 15 日

消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきにご注意ください！！

消費生活センター等をかたる不審な電話やはがきに関する相談が寄せられています。

＜消費者庁から皆様へのアドバイス＞

- 消費生活センターは、消費生活センターに相談をしたことのない方に電話をかけたりはがきを送ったりすることはありません
- 消費生活センターの相談料は無料であり、どのような名目でも、消費生活センターから消費者の皆様にお金を請求することは絶対にありません
- 連絡してきたのが本物の消費生活センターなのか、少しでも疑問や不安を感じたら、電話やはがきで指定された電話番号ではなく、**消費者ホットライン「188（いやや!）」番**にお電話ください

消費生活センターやこれに類似した名称をかたる者から、不審な電話がかかってきた、自宅にはがきが届き身に覚えのない料金の支払いを要求された、という相談が寄せられています。

かたられた名称には、「消費者センター」、「消費者相談センター」、「消費生活相談センター」、「消費生活情報センター」などがあります（※）。

都道府県や市町村等に設置されている消費生活センターは、相談者から電話をかけるか、相談者に来所いただくかで相談を受け付けているので、消費生活センターに相談をしたことのない方に電話をかけたりはがきを送ったりすることはありません。

消費生活センターの相談料は無料であり、どのような名目でも、消費生活センターから消費者の皆様にお金を請求することは絶対にありません。 正当な根拠のない請求には絶対に応じないようにしましょう。

連絡してきたのが本物の消費生活センターなのか、少しでも疑問や不安を感じたら、電話やはがきで指定された電話番号ではなく、**消費者ホットライン「188（いやや!）」番**にお電話ください。

消費者ホットライン（188）は、全国共通の電話番号で、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。

（※）消費生活センターは、「消費者センター」、「消費生活相談センター」などの名称を用いている場合もありますが、いずれも地方公共団体が運営する機関です。国民生活センターのウェブサイト (<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>) やお住まいの地方公共団体のウェブサイトでご確認ください。

（事例1）

消費生活センターから、「**あなたの個人情報が漏れています。削除しますか？**」という電話がかかってきた。

→消費生活センターから個人情報に関する電話をすることはありません。典型的な詐欺の手口です。すぐに電話を切ってください。

（事例2）

消費生活相談センターから、「**未納金があります**」と書かれたはがきが自宅に届いた。

→どのような名目でも、消費生活センターから消費者の皆様にお金を要求することは絶対にありません。

典型的な詐欺の手口です。絶対に応じないようにしましょう。

参考 消費生活センターとは？

消費生活センターは、消費者安全法に基づき、地方公共団体が運営する消費者のための相談、あっせん業務を行う機関です（平成 29 年 4 月 1 日現在で全国 829 箇所に設置）。消費生活センターの名称は、「消費者センター」、「消費生活相談センター」などの名称を用いている場合もありますが、いずれも地方公共団体が運営する機関です。

消費生活センターでは、電話や来所による相談を受け付けており、法定資格を持った消費生活相談員やそれと同等以上の専門知識・技術を持った者が、消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをするほか、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん（解決のための交渉のお手伝い）を行います。

また、消費生活センターには守秘義務があります。伺った情報はしっかり守られますので、安心してご相談ください。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁 消費者政策課

TEL: 03-3507-9186 (直通)

FAX: 03-3507-7557

消費者庁 消費者教育・地方協力課

TEL: 03-3507-9124 (直通)

FAX: 03-3507-7559